○関東地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第五号東京都市計画公園事業第八・三・二十四号旧岩崎邸公園

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第千九百二十一号東京都市計画公園事業第九・六・三号水元公園及び昭和六十二年建設省告示第九百五十七号東京都市計画公園事業第九・六・三号水元公園

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第百二十六号東京都市計画公園事業第六・五・十二号宇喜田公園

三　事業施行期間　自平成十八年三月二十二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第六百六十五号東京都市計画公園事業第五・六・二十号祖師ヶ谷公園

三　事業施行期間　自平成元年三月二十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十五年建設省告示第七百九十六号東京都市計画緑地事業第四号善福寺川緑地

三　事業施行期間　自昭和三十五年三月三十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千七百三十三号八王子都市計画公園事業第五・五・二号小宮公園

三　事業施行期間　自昭和六十年十二月十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第百六十九号鉾田都市計画公園事業九・六・〇〇一号鹿島灘海浜公園

三　事業施行期間　自昭和五十九年二月二十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十九年建設省告示第百六十九号、平成五年建設省告示第七百八十一号、平成十年建設省告示第六百六号、平成十六年関東地方整備局告示第八十八号、平成二十一年関東地方整備局告示第百二十八号及び平成二十六年関東地方整備局告示第百号の事業地に字塙内を加える。

使用の部分　なし